

# 茨城県史料館報

第 6 号

昭和 43 年 3 月

## 目 次

史料館について思うこと……………石井 良助… 2

---

### 研究

天領の研究について……………鈴木 寿… 3

### 研究ノート

切支丹類族について……………榎本 宗次… 5

維新政治史関係史料ノート……………鎌田 永吉… 6

---

### 整理と保存

近世史料の整理について……………藤村潤一郎… 9

### 民俗資料の保存管理

——呼称について——……………中村俊亀智…10

---

### 史料紹介

津軽藩の国替騒ぎ……………浅井 潤子…11

民具の形態学——せなかあて——……………中村俊亀智…12

---

### 第十三回近世史料担当者講習会

——総括と反省——……………大野 瑞男… 7

史料集と索引……………原島 陽一…14

新収史料紹介（承前）・寄託史料……………15

彙報……………16

---

# 史料館について思うこと

石井良助

故野村兼太郎氏および関係諸氏の御尽力で史料館が設置されたのが昭和二四年であるから、本年で二十年



になる。史料館設置の動機は、直接には散逸するおそれのある近世

史料保存のための施設を設けることであつたのであるが、史料館がいくら懸命に努力しても、その手の及ぶ所は全国的に見れば知れたものである。より根本的には、史料の重要性に対する関心を全国的に喚び起こすことが必要である。史料の重要性が認識されれば、史料の散逸はおのずからなくなるわけである。こういう目的をも含めて開催されたのが、近世史料の講習会である。

この二〇年間に、史料館は乏しい予算の割合には、以上の二点につき相当の成績を挙げたものといふことができよう。最近では、地方によつ

ては史料館が自分の地方の重要史料

を持つていつてしまつたのはけしからぬというような声もあるかに聞くが、そういう批判があつてはどうかは別として、こういう声の聞かれるようになったのは、史料の重要性が認識されるようになったことを意味するものであり、史料館——だけでは足りないが——の努力がその意味でむくいられたものといふべきである。しかし、まだまだ認識不足の地方ないし人があることは否めないのであるから、史料館における史料の保存の形式での散逸防止や史料の重要性のPRは依然必要である。

それにしても、設立以来二十年近くたった現在では、以上のような客観情勢の変化に応じて、史料館の機能もやはり変わっていくのは当然であり、また変わらなければならぬであろう。第一に、古文書類の現物の蒐集は色々な意味で段々困難になつてきている。そこで、マイクロフ

イルムの形式での蒐集が必要になつてくる。史料館では数年前からこの仕事を始めているが、この仕事を大いに拡張してほしい。もつとも、いわゆる史料センターとの関係もあるが、とにかく史料館独自の構想で、重要史料は史料館に行けば見られるというようにしたいものである。

第二に、史料館ほど、近世史料の調査研究に必要な史料や人材を擁している所はほかにないのであるから、史料の調査研究を大いに進めてほしい。対外的には、今の古文書講習会とは別に、より程度の高い古文書学の講習会を開くことが望まれる。

その際、ドイツやフランスの古文書学校の課目などが参考になるであろう。内部の問題としては、まず史料の調査研究態勢の整備である。現館長が着任されてから、史料館はことにこの点で面目を一新したといつてよいが、なお、人員や参考文献を充実しなければならぬ。

つぎに研究の結果を発表する研究会は隔月に開かれて成果を挙げている由であるが、時には、専門家に頼んで、古文書学に関する講義をしてもらつたり、座談会を開くことも考へてよいであろう。紀要の刊行はすでに計画されていると聞くが、その

内容はあくまで、史料の調査に関するものを中核としなければならぬ。これは史料館の性質からいって当然であるが、わたくし個人の希望では、近世文書の様式とか用語の研究などを期待したい。以上の仕事をするには金がかかるのであるが、史料館として、とくに必要なのは旅費である。マイクロフィルムの形式での史料の蒐集にしても、史料の調査研究にしても（史料館だけの史料で足りるわけではないから）、地方への出張が是非必要であり、文部省のこの面での御配慮がとくに要望される。

最後に、古文書学校の設置が要望される。これは史料館附設でなければならぬといふことはないかも知れないが、色々の点からいって、史料館に附設するのが望ましいであろう。将来は発展して、独立の大学になるべきであろうが、まず、史料館附設の学校として出発するのがよいであろう。前記古文書学講習会は、この古文書学校への第一歩と解してよいのである。

（筆者Ⅱ写真Ⅱは東大教授、当館評議員）

## 天領の研究について

鈴木 寿

昨年六月の館内定例研究発表の概要を記して、實をふさぐことにしたい。

標題は「天領の支配構造—個別天領研究—」というものであったが、個別天領研究といういい方は何か奇異な感を与えるかもしれない。一領主（将軍）一領地である天領（徳川幕府蔵入地）については、二百数十の個別藩領研究におけるような意味での個別天領の研究は、一応考えられないからである。

しかし、初期二百二十万石前後といわれ、中期以降では四百二十万石前後の領地が四十数カ国に分布し、四十余人（箇所）の代官支配をうけた天領であるから、個々の天領の系統的・地域的・時代的差異とか、これに対する幕政の個別的配慮ないしは浸透度、あるいはこれと照応した領民の動向など、その多様性が予想される。勿論、封建王政的な幕政の基本型は、全天領に対して強力に貫徹するのであり、所詮は代官政治にすぎないのであるが、右のような天

領のもつ特異性については、藩領のそれとは比較を異にした問題として、特に考慮を必要とするように思われる。

このような意味において、幕政のいわゆる基本型の単なる機械的適用ということでないに、在地に即した天領の個別的な研究ないしはそれらと比較天領研究が、幕政との関連においてなされることが要請されてくる。そして、このような個別天領の在地構造の側から逆に、いわゆる幕政の基本型なり幕藩制の特質なりを、もう一度見直してみることが必要とされよう。

天領については、幕政中央史料・地方書などによって、早くから一般的な枠が一応知られており、また郷土史などによつて個々の天領のいくつかについても、一応の知識がえられるが、代官の変遷とか陣屋の遺構といったような単なる制度的・歴史地理的な面からのアプローチだけでなく、個別天領に対する支配構造・基礎構造の両面からの構造的・体制

的把握への努力が要請されるのであり、そのような意味では、若干のすぐれた業績を除いては、天領の研究はなお多くの未開の分野と後進性を孕んでいるように思われる。

明治以来の天領研究の経過をごく大まかにみれば、はじめは主として幕府関係書に依拠した中央大家の政治史的「定説」が一般化し、ついで大正期、主として地方書類に依拠した社会経済史中心の「定型」が打出され、さらに昭和期へかけて農村文書類に依拠した天領農村研究がより具体性をもつて登場してきた、といつてよいかと思うが、しかし、個別天領の研究での最大の隘路は、天領の領地支配を示す陣屋ないし、代官史料の欠乏にあるといえよう。

代官史料としては、伊豆韮山代官江川家文書（韮山江川文庫蔵）や飛騨郡代文書（岐阜県立図書館蔵）などすぐれたものも、若干あるが、なお基本史料に欠けたり、前期史料に乏しいといった不備を免れがたい。また、全国の代官所・領所からの徴税報告書その他注目すべき後期史料（内閣文庫蔵）もあるが、これも稀少をかこつてはかない。中央・地方を通じたこれら代官・陣屋関係史料の発掘が、地方文書のそれとともに強

く要請される所以である。

ここでとりあげようとする、小論においても、史料稀少のこの枠を多く出でないのであり、また、内容深化の面でも、方法的にも、「徳川幕府県治要略」の段階から多くを出てない惧れはあるが、主として代官支配の中間機構である「郡中代」関係史料に拠りつつ、いわば中期成立型としての信州坂木・中之条天領の支配構造を中心に、その実態と性格の解明を試みようとするのである。北隣の中野天領のそれが援用される。

代官と村名主との中間に設定された郡中代（多くは陣屋所在村に設置）は当該天領の代官政治に重要な役割を演じているが、これが中間機構であるだけに、役向日記類を中心とした郡中代史料は、代官陣屋史料に準じた史料として、天領支配の構造解明に貴重なデータを提供するものである。代官・陣屋史料の欠乏を補う意味で、これら中間機構史料の活用が考慮されて然るべきであろう。

以下、左記の構想にもとづいて、若干の解説を加えることにしたい。

## 一、天領とその分布

## 二、信州坂木・中之条天領の支配構造

## I 坂木・中之条天領の成立

## II 領地と支配機構

### III 代官支配と郡中代

A 陣屋とその支配。B 代官の支配所出役。C 代官・属僚の任免転勤。D 郡中代とその機能。E 陣屋財政と郡中制。

### IV 天領の解体

(時間の都合でIIIのA、E、IV割愛)。

まず「一、天領とその分布」では学界における全国的天領分布データの欠如を指摘、天保・文化両期のそれを地域別に提示するとどめ、ついで信濃的天領分布を正保・元禄・慶応の三期について郡別に提示。正保・元禄期は信濃一〇郡の内、四郡に六万石程度(国高比一〇%)の分布であるのに対し、天保・慶応期は八郡に二一万石程度(二七%)と増加している。これは国高増加分が天領増加の主因となっているため、私領が特に減少したわけではない。次に、天保・慶応両期の信濃天領を陣屋別に提示し、中之条陣屋(坂木はその前身)と中野陣屋の位置づけをみた。

型)であること、および坂木五千石地帯が近世初頭以来、徳川一門、有力譜代大名領に属した城付領的な地帯であり、また大名城下ともなったところから、陣屋設置の必然性がみられることを指摘。これが曲折をへて明和八―安永八年隣村中之条村へ陣屋移転となるが、その経緯は天領陣屋の設置移転をめぐる諸問題を露呈している。

「II領地と支配機構」では坂木・中之条天領各時代の領地構成を郡別に示し、六郡百数十カ村にわたり五万石前後に及んでいることを示す。ついで、陣屋の支配機構では、まず代官とその属僚についてみる。正保期の信濃代官は北信地方では何れも在地性を欠く官僚代官(武蔵代官の系譜が多い)であり、南信地方では何れも在地給人代官(材木奉行兼任もいる)である点を指摘し、近世前期給人代官説への疑問を提示。ただし、これら在地給人代官は中期に没落、官僚代官制へ移行。代官の属僚としての手附手代は、例えば、嘉永六年には一八名(江戸詰九、中之条詰四、出張御影詰四、其他一)さらにこれらの下僚として書役・侍・足軽・仲間などがみえるが出自など不詳。

領内の支配機構では組合村編成がみられ、天明八年には二四三カ村を三七組合に編成、各組合には組惣代(村名主)一名がおかれている。組合は一カ村限りもあるが、多くは三カ村ないし一六カ村を一組合としている。これら組惣代は大庄屋とは異質で連絡係的な性格のものともみられるが、これらの頂点に立つのが郡中代(陣屋元村の名主就任)である。この体制は正徳三年天領大庄屋禁令以後の新体制(農民階層分化を背景とする)とみられることを指摘し、前期大庄屋体制、後期組合惣代―郡中代体制説成立の可否について論及。

次に、幕末治安維持を目的とした支配機構としての取締役制の設置がある。これは文化二年新設の関東取締出役、文政一〇年設置の関東一円の取締組合村に照応した動向とみられるが、既に中之条天領では文化一四年に初見があるところからみて、組合村早期編成の事実が確認され、また文政六年には取締役宛の幕令が出ており、職務内容も規定されている。取締役は領内の一―二割に当る主要村々に設けられ、村役人級から一―二名が任命され、地方事務には関係なく、治安取締を専任としている。

### 「III、代官支配と郡中代」では

「B代官の支配所出役」の具体例をあげ、その入陣、帰府の時期および在陣中の動静についてとりあげた。

定府の代官は、毎年おおよそ八月下旬入陣、一〇月(十一月)中旬帰府といたったスケジュールである。在陣中の代官は領内関係者目見、入陣挨拶状差立(近隣大名寺社代官宛)、領内廻村、検見、年貢納触、国役金納触、置米触、紛争処理、帰府挨拶状差立などを行なう。そのことは役向日記などに詳しい。

「C代官・属僚の任免転勤」では特に代官転勤時の手附手代の移動について取上げ、彼らは何れも転勤代官と行を共にしており(家族同伴)農政官僚の流動・プロ要員化している点に注目すべきことを指摘。

「D郡中代とその機能」では、郡中代ははじめ割場のち郡中(惣)代とよばれており、郡中割の割場の意味からすれば大庄屋制禁令以後からの存在が推定される。郡中代手充一〇両程度をうけ自宅を役宅としている。郡中代の職務内容の主なもの(1)組惣代、村役人らを統轄。組惣代寄合を招集。

(以下八頁下段へつづく)

## 切支丹類族について

榎本宗次

宗門類族登録制が実施されたのは、貞享四年からであるが、その時の御触の内容は次のようなものであった。

1、切支丹本人の場合には何年に詮議をうけ、転宗し、放免されたか、その次第を委細書付けること。

2、棄教以前に誕生した子は男女とも「本人同前」と記し、転び以後の子供は「類族」として登録すること。

3、棄教以後の転び切支丹の行状、とくに檀那寺に対する付届、珠数所持の有無、父母之忌日の寺参り等について常々注意を怠らざる穿鑿すべきこと

4、宗旨に関して疑しき場合には、御料は代官、私領は地頭に訴え、更に切支丹奉行に連絡すべきこと

5、類族が移動する場合、切支丹本人及び類族が死亡した場合の処置

現存する切支丹類族帳、転切支丹

類族帳および類族関係史料によれば以上の事項は、殆んどその通りに実施されたようだ。例えば切支丹本人死亡の場合、「死骸は塩詰に仕差置、切支丹奉行差図次第可仕事」とあり、類族の場合、果候は、死骸等逐吟味、別条於無之ハ、檀那寺にて取置、其趣を帳面にしるし、毎年七月、十二月両度に切支丹奉行へ差出、帳面除かせ可被申事」とあるが、切支丹本人および類族の死亡関係史料についてみると、指示された通りに処置されている。但し毎年の帳面差出は必ずしも七、十二月月ではない。

次に類族は本人または本人同前（準本人）から四等親までの直系の卑属を称し、その類族が生存する限り、類族帳は継続するわけである。この登録に関して当館所蔵の出羽国村山郡山家村山口家文書中の類族帳及び関係史料についてみると、正保四年、山形において籠舎となり、慶安元年籠死（牢死）した切支丹本人藤次郎の元禄七年の類族は二十五人（内男十一人、女十四人）にのぼ

り、世代では五等親にまで及んでいゝる。これは藤次郎の娘のめ、を本人同前とし、彼女から四等親までのものを含めたためであろう。これらの類族のそれ以後の動静は宝暦年間まで続く類族帳によつて知ることができるのであり、それは系図示することによつてより明瞭にわかるのであるが、ここでは、省略することにす

る。藤次郎の類族は元禄七年の二十五人から正徳二年・十九人、享保七年・十四人、享保二十年・七人、延享元年・五人、寛延四年・二人、宝暦八年・一人と減少してゆくのであるが、宝暦八年の帳に只一人登録されている吉之助の死亡によつて絶滅するわけである。その間、正保の藤次郎籠舎より百十年余におよんでいる。

このように徹底した類族調べが続行されているのであるから、類族集団は当然「素人」集団との間に緊張関係を持ったことであろう。元禄二年の廻状に「類門之者共を常々御百姓町人共々常々わけへたてかましき儀不可仕候……此旨ハ庄屋組頭共へ申渡し庄屋共御百姓共へも申渡候筈」とあることは、そうした関係の存在したことを物語るものである。類族の一人は、藤次郎の孫六

兵衛の娘で、山形双月村の古切支丹次作の孫九兵衛の妻となっているが、このことも社会緊張の存続したことを示すものではなからうか。しかしながら切支丹宗門そのものについて、一般の人々は、そのなんたるかを殆んど解し得なくなつていったようである。寛文元年の宗門改に関する書上（出羽荘内）の中には「喜利支丹伴天連入満御改に付申上候、拙者共儀右之三宗二而無御座候」とあり、また出羽国上山清光院所蔵文書には「寛文二寅四月従公儀被仰出候切支丹馬転連入満耶蘇宗門之儀堅御停止ニ候……雖為四邪宗門之外其宗旨之外法邪法修行仕者有之者急度相断法行之次第を以御役所江相訴可申事」とある。

周知のように、伴天連はポルトガル語 Padre の訛称で、外国宣教師のうち司祭の職にあるものをいい、入満は Imão からきた言葉で、伴天連に従つて布教に従事する修士のことであつた。それが「右之三宗」とか「四邪宗門」として伴天連も入満も切支丹宗門なみに独立の一派とみなされている。これをみても切支丹宗門は幕府の宗門対策、信仰統制の過程のなかで抹殺され、邪宗門視されていったことがわかる。

## 維新政治史関係史料ノート

——所蔵史料から——

鎌田 永吉

明治維新の意義を、広く天保改革から明治憲法発布に至る総過程の中でとらえようとする場合、その政治・経済・社会・思想関係史料は、当館にあつても決して少なくはない。

ここでは、大名および公家文書に含まれている、開港から廃藩置県までの政治史関係史料に限定して、主要史料の紹介を兼ねて一、二のものに若干の検討を加えておこう。現蔵大名文書(支藩等共)は総件数九、公家文書は一〇であるが、最初に後者についてふれる。

まず『久世家文書』では、万延(慶応三「儀奏御役中雜記」(全八冊)が宮廷内の動向、とくに文久三年以降の連日の諸大名と宮廷との接触の様子を克明に伝える好史料である。『駕輿丁座文書』には、慶応四・明治三兩度の御親征・行幸運旅関係記録が数点収められている。

『徳大寺文書』では、文久・元治兩度「革命改元一条」二冊が、緊迫した雰囲気の中での宮廷の思想状況を窺わせ、「王政復古ノ件ニツキ公

卿上奏文」が、周知の慶応三・一・一三の策問二道、太政官八省以下再興建議を伝える。また「具視卿見込書写」一冊は、明治三・正・二四(同・二・七の議政官評議の模様を子細に記した興味深いもので、評決の分の朱書は議定徳大寺実則関係者の書入れと推定される。

次に大名文書についてみよう。

まず『津怪家文書』のなかでは、丹羽邦男・長岡新吉氏によつてその輪郭と意義が明らかにされつつある「掃田法」関係史料が特筆さるべきものであり、当館所蔵史料は、買上・分賦・御払の基本帳簿七冊が中心で、弘前図書館所蔵史料と併用してよいものである。このほか弘前藩日記(編纂物)一〇二冊、戊辰戦役関係一〇〇冊・七〇通余がまとまったものである。『土浦土屋家文書』は禄制改革に伴なう分限帳・禄高調(一二冊)、戸籍・領知高調等若干の藩制改革史料があるのみで、外交・海防関係の役向史料にもまとまったものは少ない。

総点数三万を超える『真田家文書』のうち、財政・経済関係のほか午札騒動史料は吉永昭・松田之利氏等の研究で紹介されているが、幕末の中央政局に関するもの、この藩の幕末政治史における役割をまとめたかたちで知りうるものは、ぼう大な各局日記があるほか目立つものが少ない。しかし藩政史料としては一等級のものであるだけに、明治初年の藩・県政史料は極めて整備されている。前記二文書とともに、その主要なもの、第十六回近世史料展示会目録「府藩県時代史料」で触れておいたので参考されたい。

『蜂須賀家文書』では、『所蔵史料目録』第四集の「雑」所載の七冊余のほかに、同目録末尾の「史料雑纂」とした五一冊のうち四〇冊(仮合綴)が維新関係史料(総件数約一七〇)を収めている。大部分は風聞・探索や上書・諸記録類写であるが、安政淡路農兵隊・慶応護国隊・幕末—維新期の「藩士履歴」綴等貴重な記録も含まれている。なお右史料所収の「奥羽改元」史料は珍らしいもので、筆者は先に武者小路稚氏紹介の菊地容齋本と比較考証して紹介したので参照下されば幸いである。<sup>\*</sup>最後に、春嶽公記念文庫旧蔵藩史

編纂資料「越前史料」(影写本)に触れる。藩士関係のものを除いて該当史料は総数一七〇冊余。未刊史料も多いので、今後の分析が待たれる。

ここではその中の一つ、「小野権之丞日記」(全五冊)に疑義を呈しておこう。史籍協会『維新日乗纂輯』第四「例言」は、文部省維新史料編纂会所蔵原本焼失後に、ある私蔵「副写本」によつたとするだけで、なぜか副写本所蔵者を明らかにしていないが、本史料があるいはこれに該当するものであろうか(奥書により推定)。次に本史料には、明治元・六・一二以降箱館戦争を含む二通りの日記が所載されている。「一月中旬の二月中旬迄之日記を失月日不詳」等とあつて、協会本と別の日記が後日に作成されたことは疑いない。両者は分量・表現とも明らかに違うのである。例えば、辰八月八日付仙台軍務局の租税減免触書等重要記事が協会本では削除されているなど、随所に編纂者の意図を窺わせる箇所が見える。なぜ一方の「日記」だけを採用したのだろうか。この点、後考に譲らう。

<sup>\*</sup> 拙稿「いわゆる大政改元史料について」(秋大史学「一四」)\*\*同上「戊辰戦争」(吉川弘文館刊「日本史の問題点」所収)参照。(未完)

# 第十三回近世史料担当職員講習会

## 総括と反省

大野 瑞 男

昨年度に引き続き、今年度も近世史料担当職員講習会が開催された。

昭和四二年一月二三日より二八日まで六日間、当館新館二階において開かれた第十三回の講習会は、前回の反省に基づいて幾分改善をしたもののほぼ前回の方式を踏襲した。

すなわち、講習内容は講義、史料読解、研究協議を主に、その他開閉講式、特別講演、懇親会を含む三三時間二二単元で、それらの時間配分もだいたい前回と同じであった。

講義は各時代の史料概論とし、中世古文書学概論を東洋大学教授宝月圭吾氏（一単元）、近世史料概論を学習院大学教授児玉幸多氏（二単元）、近代史料概論を東京大学教授古島敏雄氏（一単元）にお願いした。前回と全く同じ先生方により同じ題目で御講義願ったのであるが、有益であったというアンケート回答が三四あったことは、多年の学識を初心者にわかり易く丁寧に教えられた先生方の熱意の結果を示すものとして、この紙上をもって改めて謝意を表させ

ていただく（アンケート回答数三九、以下同じ）。

近世史料読解は、近世史料のうち幕藩・町方・村方・商家・私文書三〇点を電子リコーピー版五〇枚にプリントしてテキストとし、八単元にわけて当館職員が分担して解説・説明に当った。前回のテキストが写真複製のリコーピー版であり不鮮明で受講者に不評であったのに対し、今回はその点での不満はほとんど消滅した。しかし主催者がわからいうと、費用がかさみ、かつ準備に日数をさかれるなどの難点がある。ともあれ、四分の三の二九名の有益であったという結果を得た。

研究協議六単元は、近世史料の所在調査・整理・分類・管理・補修、民俗資料調査の六課目につき、当館研究員が問題提起を行ない、受講者全員との自由討議という形式で問題を深めあった。このような史料に関する技術的知識が当館においてもまた館外においても十分体系化されておらないために、研究協議という形

式をとらざるを得ないのであるが、受講者が近世史料取扱経験三年未満ということもあって、討議が必ずしも噛み合わず、良い成果が得られたとはいえない。そのためか、有益であったという回答は二四であり、得るところがなかったが一あることに反省している。

なお史料の補修は、今回東京大学史料編纂所の御好意により、同所中藤昌次氏の模範実技が披露され、受講者のみでなく、いつも素人技術で何とかこなしている当館研究員にも良い刺激を与えたことを特筆しておきたい。

特別講演は立教大学講師大久保利謙氏を予定していたが、御都合が悪く、急拠東京大学教授石井良助氏に前回に引き続きお願いすることとなったが、御快諾を得て、法制史に関する意義深いお話をさせていただくことができた。

さて運営全般の面からいうと、まず開催時期については、今回通り一〇月下旬がよいという意見が八割以上を占め、前回の一月上旬よりは都合が良かったようであり、暑からず寒からずのこの時期が今後とも一番良いのではないかと思われた。

ただし開催期間については今回通り六日間一七に対し、長くしてほしい一五、短かくしてほしい二であった。意外に長期の講習を望んでいるのである。その一五のうち、一〇日間が一〇あり、結局六ないし一〇日間が今後の講習会日程として考慮・検討さるべき期間であろう。全般に時間不足でとくに読解は尻切れトンボに終りがちである（アンケート一〇）という意見が多いことから再考してみたい。

前回においては講習会中絶後の再開第一回でもあったので準備が遅れ、講習順序も適当でなかったが、今回は日程の最初に概論的知識を得るために講義を、後の方に研究協議をまとめたので、一応は全体を通して体系的知識を与え得たと思つてい

る。しかし、アンケートの結果をみるとまだまだ改善すべき問題をばらんでいる。講習題目の中に、近世史料の基礎的用字・用語解説（アンケート九）、近世史・制度史的概論（同三）、日記・書状等私文書読解（同三）を追加してほしいという意見がある。そのうち用字・用語解説は開催前から準備しようという考えもあったが、いろいろな事情で実現しな

かった。次回からは題目に加えるべ

く準備している。

以上講習会場において回収したアンケート結果を分析しながら講習会の総括をしたが、ここで受講者について検討してみたい。

今回の講習会は、公共図書館・大学図書館・郷土資料館・地方史誌編纂室などに勤務し、近世史料の調査・収集・整理・保存・管理などの業務に従事している職員で、取扱経験三年未満の者に対し、基礎的知識・技術を習得せしめることを趣旨として開催されたいわば初心者向の講習会である。今会も受講人員を三〇名以内と限って募集したが、前回同様多数の応募者があった。前回は再開第一回であったので応募者数が十分予測できず、結局は応募者全員を受講決定した。そのため四五名という五割増しの受講者で狭い会場に人が溢れたが、今回は会場の広さや講習効果も考慮して、会場は館内とし、人員も三〇名以内限定したのであった。しかし応募者は前回を上回り六〇名以上となった。そこで受講者選考会議を開き、初心者ということに限定し、かつ史学を専攻するなど他に史料取扱知識・技術を修得する機会があると判断したものを除外し

たが、結局は四一名にしかしぼり得ずこれらの方々を受講者と決定した。ほぼ前回と同数で会場収容能力の限度一杯であった。前回は一機関二、三名の受講者があったところもあるが、今回は一機関一名としたのである。このような事情で各地の応募者の御希望に添い得なかったことがあったことをお詫びしたい。

ところで今回の受講者は、公共図書館職員、大学図書館職員、地方史誌編纂室職員がほぼ同数であった。けれどもこの三者がもつ近世史料への関心は少しずつ差違があるように思える。概していえば、公共図書館職員は管理・整理・分類・補修などに関心があり、地方史誌編纂室職員は調査・研究法・史料読解に関心があるように見受けられた。もちろんアンケートに基づいたものではないから正鵠を得ていないかもしれないが、一口に近世史料の講習会といっても、受講者の置かれている立場によつて期待が異なるということである。従つて各自の期待をどれも満たす講習会であれば、当然前述のように日程を延長しなければならない。あるいは別に考えて、受講者の質とともに期待をも揃えて、対象別に、いかえれば史料取扱技術講習会、

史料基礎研究講習会などと講習会を多様化・区分化していくことも一つの方法として今後検討していかねればならない。図書館においても今後ますます多くの近世史料が収集されようし、地方史誌の編纂の盛行もまだ続きそうである。そしてさらに各地に図書館・史料館などの施設も設立されつつある。そこで近世史料を扱う職員・研究者もさらに増えていくことであろう。そして当然それから職員の研修の機関または機会が必要となってくる筈である。当館主催の講習会がその機会の一翼を担うためにも、それら職員の期待に添いよう講習会の性格を確定していく必要性があるようである。

最後に講習会の準備を担当した立場から附言したい。近世史料の基礎的知識・技術を講習するためには、近世史料の基本類型を主としたテキストの選択から始まって、用字・用語の理解、文書形式・紙質・紙型・印判等の研究、人名・職制・社会的背景・成立事情などの追究等、そして取扱の技術的研究に至るまで当然のことながら準備が必要である。しかもこれらの基礎的研究は、講習会に対してだけのものでなく、史料の

調査・収集・保存・整理から利用に至るまでの当館の日常業務にとつて欠くことのできないものなのである。にもかかわらず実際には講習会限りの準備に終ることが多いのが現状である。日常の基礎的研究の蓄積があれば、そしてそれが学問的に体系化されていれば受講者の多様な要求に応え得るし、講習会の水準を高めることが可能なのである。現在それがなし得ていないことは、当館の特に研究員の学問的責任でもあるが、ひるがえつてみれば、学界全体においても近世史料の基礎研究が等閑にされてきた傾向の結果ともいえるよう。その意味でより良い講習会を開くためにも、当館の内外における近世史料研究の進展の必要性を痛感するのである。

(四頁よりつづく)

(2)年貢収納関係事務(年貢納触、年貢金籾保管、年貢金江戸差立、田穀)  
(3)郡中割割付(4)牢番・人馬割付  
(5)御仕置立合(6)紛争仲裁(村役人選挙、貸借、訴訟)  
(7)陣屋の対外的書状受授仲介(8)門訴人預り。

なお、政治過程や、他の天領との比較などを省略していることを附言しておきたい。



## 近世史料の整理について

藤村 潤一郎

史料の整理は各文書の質と量に応じて各種の方法がある筈であり、また整理者の性格により相異もある。

そのうえ当館の講習会での宝月圭吾先生の御話によると近世文書は中世文書に比較すると地域差が大きいよしてであるからおさらである。当館での整理でも個人差のある事は否定出来ない。私の経験では整理の途上で個別にまた最終的にも会合を持つて助言を同僚に求めるが、矢張り個人的色彩が残る。逆に私が助言する立場になつてもそれは一定の枠内での事になる。つまりその文書については担当者が一番知っているのであり、個々の史料について共通の理解・概念があれば有益な助言が可能であるが、まだ全史料についてそういう段階に達していない。史料の整理は当館員として従事するのであるから、余りに各整理に差のある事は望ましい事ではない。従つて現段階では一応一人一文書の建前をとり、将来は御互に体験を確認し合つて共同作業の可能性を求めなければなら

い。この事は大名人文書のような多量の文書の整理などのためにも是非必要な事である。

さて整理はその文書群の断簡切片に至る迄実施し、若し出来ない際は「雑一括」でもよいから後来の者の判断にゆだねるべく保存しなければならぬ。つぎに史料の原型を尊重し、箱入のものは箱のまま、また誤まつた表題や上包が製作年代以後に附けられたものも保存すべきである。同一村落内の史料であるからといって別個の家の文書を合致するよくな事をすると、利用に際して復元の手間がかかる。また注意しないと一度史料が文書群からはぐれれば、なかなか何文書か確認出来ない。原型についてであるが蒐集文書は文書群として取扱ひ、その内容を原型に復元すべきである。

そして文書が整理者の手元の型になる迄に何様な系路を経て来たかを確認する事により、本来の文書の性格に基く整理が可能になる。旧蔵地での残存史料、地理的環境の見学も

必要だろう。

つぎに研究者が集団で或る期間現地に赴き一定の目的を持つて調査するのも一種の整理だろう。幸か不幸か私はその経験がないからわからないが、歴史学が個別と全体との関連とゆう性格を持つからには、基本的にはそれは当館の整理と似たものだろう。しかし文書には調査対象となる無限の多様性がある。そこで完全な整理とは論文が書ける状態まで行う事だという説がある。これは或る意味では正しい。しかし、とすれば整理は研究者の行なう多様な調査契機を複合的に行なう事だろうか。そして整理者の能力はこの諸契機を網羅出来るだろうか。また近世文書の帳簿類は算盤を入れてみなければわからないと言ふ。多量の文書、限られた時間、当館の他の業務を考えれば研究者のように一つの方針に基づく研究的整理ですら出来るだろうか。私は整理と研究の合致を求めるが、必ずしもそれは共存してない。論文が書ける状態を求めながらも、文書が作製された動機、手続などを整理に際して文書群として求める可きではないだろうか。このような完全な整理には相当長期に亘る期間が必要であるが、それは矢張り現

在当館で行なつてゐる整理目標年次を担当者順で決定する事が必要である。不完全ではあつても多様な近世文書を或程度数をこなしてみることが解決への前進策と思ふし、目録刊行年度担当者の不時の事故に対する準備、目録原稿ストックにより年度末事務集中の回避が可能になるからである。但し一率に年度順を定めるのも一案であるが、文書によっては順をはずして長期に従事する場合も考慮すべきである。

近世文書の整理は近世史の研究と無縁のものでない事は自明の理である。従つて整理はその時期の研究水準をフォローしてはなくては行けないし、佐藤進一先生が中世法制史料の整理に「日葡辞書」を使用した事が示すように、基本図書を整備がなくては満足な整理は出来ない。その点で、当館での辞書、索引・史料集、地誌の蒐集が円滑に行なえる事を希望する。

最後に逆説的な事かもしれないが整理は余り研究的側面に密着してはいけないだろう。研究者の関心は年代によつて移動しているからである。

## 民俗資料の保存管理(五)

— 呼称について —

中 村 俊 亀 智

民俗資料は図書などのように、それ自体、表題が明示されているという場合はごく希であるといつてよい。

そこで、通常、資料を採集するとき、あわせて、呼称(呼び名)に関する調査を行ない、その呼称を資料の表題のように考えて、その後の処理をしてゆくことがすくなくない。呼称に関する項目は民俗資料の調査票や収蔵記録カードにおいて、具体的な記載項目の、恐らく、最初の項目となるであろう。

この項目を記入するための質問は、普通、「あなたは(使用者)は、日常、これを何と呼んでいますか」という形をとり、これに対する答えは、いわゆる標準名(一般的な名称)と区別するために、片仮名によって表記するのが慣例となっている。

しかし、呼称は被調査者の年令や身分や生活経験等によって、同じ場所であっても、必ずしも、一通りの言い方が行われているとは限らない。あるいは、被調査者が、ことさ

ら方言を避けて、標準語で回答しようとしている場合にも出合う。

そのような場合には、さらに、「昔から、これを何と呼んでいますか」あるいは、「昔は、これを何と呼んでいましたか」などと問返し、日常の生活に定着している在来の呼称を呼びおこすことが、しばしばなされているが、要は、やはり、呼称の項目についても、この項目の調査によって、調査者は何を明らかにしようとするかを、あらかじめ、充分検討しておくべきであろう。

また、片仮名表記以外、とくに、ローマ字や音声記号を用いる方法もとられているが、これも、調査の目的との兼ねあいによって適当な方法が採用されるべきであろう。ただ、最近では、例えば、次のようにして語根やアクセントを示した例がみうけられる。

ケラ、ケラ、ダテ・ゲラ

なお、呼称はそのままの形を忠実に記録するという立場から、一般には、漢字は当てないようになっている

が、イットゴシウザルでは読みずらいので、どうしても漢字を当てたときにはカツコにいれて、(一斗五升筈)などと書いておくのが親切なやりかたであろう。

では、呼称を調べることによつて、一体、どのようなことが期待できるのだろうか。

そのひとつは、呼称によつて、すでに失われた民俗資料の古い形や、古い労働の姿が推測できるといふことである。

例えば、日本海岸の西の地方では、附木ツキをツケダケと呼んでいたという。このタケは「焚く」という語が変形したのだともたれなくはないが、むしろ「竹」で、木の附木が使われるようになる以前、この地方では、竹細工のときの竹の屑を、ちょうど附木と同じように使っていたが、後に、木の附木が使われるようになって、呼称だけが残されたのではないかと、柳田先生は「火吹竹のことなど」のなかでお述べになっている。先生は同じところで、大昔は、火をおこすのに、わずかの火種を吹いて火をつけたが、そのとき、一寸、息を休めるともえさし、がとぎれてしまい、また最初からやりなおさなくてはならない。それで、火を

おこすという仕事は、昔は、女の人  
が煙にむせ、髪をよごしながら行な  
う大変つらい労働であった。それが  
火吹竹が使われるようになって、一  
寸、息を継げるようになったので、  
そこで、奈良県の一部では、火吹竹  
のことをイキツキダケと呼ぶのであ  
るが、その呼称のなかに、このよ  
うな民俗資料の移りゆきと、生活の  
変化が反映しているのではなからう  
かとお考えになっておられる。

呼称によつて民俗資料の起りや移  
りゆきを推測するというこの方法  
は、ただし第一に古い言いまわしに  
も通じ、また、言葉の形を古い形に  
もどし、しかも、古い文献や絵巻物  
などに当つて、昔の用具の形や用途  
を具体的に知つたうえで、適用され  
なければならぬもののように思わ  
れる。

このほか、呼称の分布を調べるこ  
とによつて、文化の流れや広がり  
を明らかにするといふ試みも早くから  
行われている。ことに最近では数ヶ  
町村といった比較的小範囲のなか  
で、同じ形の用具がどのように呼ば  
れているか、または、同じ言葉でど  
のような用具が呼ばれているか、な  
どの詳細な調査がすすめられるよう  
になっている。

史料紹介

津軽藩の  
国替騒ぎ

浅井潤子

江戸時代において大名の統制策として行われた国替は、主として諸大名の賞罰によって施行されたが、なかには大名側で有利な領地を望んで、幕府に国替を請う場合もある。

また他方では、元和五年福島左衛門大夫政則が、領国安芸・周防を改易となり弘前に配流し、代わって表高四万六千石の津軽氏が、恩賞によって一五万石の格をもって信濃国川中島（越後国魚沼郡を合せて）に国替されようとしたが、この時藩主信牧は「譜代之旧地ニ離儀儀迷惑奉存、尤家中之者共は、大小共ニ勿論之儀、百姓・町人等迄茂他国江相替候儀及難儀至極之段」（覚書）との表向き理由で執拗の国替を固辞した例もある。事実津軽藩は「津軽土佐守内存口上之覚」にも「津軽郡之御は、従先祖一円領之四万六千石之御

朱印頂戴之仕、内四千石同氏采女江分知仕候、数代之旧地御座候ニ付、度々新田開發仕候高拾九万六千三百石余御座候ニ付、本高合式拾三万八千三百石余ニ而御座候」と述べている如く、元和当時においても実高は遙かに一〇万石を超えていたのである。この不本意の表明によって、遂に国替は沙汰止みとなり、福島氏は結局越後・川中島（合わせて四万五千石）に所領替となったのである。

しかし、国替の幕命が一旦出された場合、藩主は直ちに移転準備をし、城内の諸道具とか、領内村々支配の帳簿などを取揃えて受取の使者に渡し、ついで家臣の移動を行なうものである。津軽藩でも国替の御内意によって、事態去げがたしと考慮した藩主は、次のような指令を家老に対し申渡しているの御紹介してみよう。以下の文面によって藩主は領地移動に際し、細心な注意をなし、如何に一國の国替というものが煩雑で大難事であったかが窺える。

尚以待共方へ書状遣候間、各へ見せ可申候、又出家中へも書状遣候間、銘可相届候、其元之様子大に相届候者、早々可申越候、以上  
態一書申遣候

一其許国替被仰付、福嶋大夫殿津軽へ御

越候、我等儀ニハ越後にて被成御加増御知行可被下候由御上意ニ候条、其旨相心得下々迄申渡急度可致用意候事  
一 女共罷上候時、供之次第之儀、親子有之候者ハ、親供可致候、子ハめんくの親妻子之かくまい仕、罷上候様ニ可申付候事  
一 小知行取下々迄、右之通分別候て可申付候事

一 惣而少成共、我等扶持をげがし申候者之儀ハ、吾人も不残召連申、用意可申付候（虫燈）又者までも其通可申渡候、右之旨御法度ニ候間、堅可申付候事

一 下々まで路銀借可申候間、其通申聞、致用意候様ニ可申付候、御検使衆應而可有御下候間、其刻しかとしたる者指下申候間、其者ニ銀子相渡し下可申候事

一 其許々今度登り候家中之者共、兵糧以下何候ても、うり払申候物共候者、何方へ成共手廻次第はらわせ候て登り致用意候様ニ可申付候、但武器之道具・馬（くらか）の様な物ハうらせ申間敷候事

一 國替付、下々にけはりし可申候間、山々口々のひ道ニ、急度目付を指置、人改堅可申付候、他國ニ親類など有之者、しのひ候て人ぬすミいたすものとも可有之候、其心得候て、能々可申付候、然ともうり物之儀ニハかまい申間敷候事

一 一切手無之者下候者、如何様之者成共、かたく改可申候事  
一 かねて扶持など不遣候ものとも二も、

此度之事ニ候間、罷上候ハんと申者候ハ、路銀以下遣候而召連可申候、成程才覚仕候て登候ものとも候者、召連可罷上候事  
一 出家中最勝院・長勝寺・百沢寺・貞昌寺、右之衆へ国替之通申入、末寺迄も登り可申と申者候者、被召連候様ニ可申候、路銀以下も見合成様ニ借申、何も御上候様ニ可致才覚候事  
一 荷物之儀も、入申物之分をハ路次へ持せ、其外之荷物ともハ、能々つゝませ、皆々鰹沢まで越候て、手舟有次第第二積登せ可申候、其余ハ其後へ他國々舟参合候ハ、やとい候て、荷物共積、慥成上乘兩人宛女子・妻子ともニのせ候て登せ可申候、上乘之外にも下女はしたの様なもの見合、のせ可申候事  
一 舟之儀ハ越後筋へも申遣候間、其通相心得可申候事  
一 爰元登候若党・小知行之者、小者以下女子・妻子共も、親子・親類可罷上候条、其者共縁引次第第二召連、登候様ニ堅可申付候、路銀など少つゝも取かへ候て、無相違上着候様ニ才覚可仕候、右之者共ニも此地にて申渡候条、此趣親類共ニ急度申渡、如在無之様ニ可申付候事、猶御目付衆被下候時、委可申遣候、何事も無油断可申付候、謹言  
（元和五年） 津軽越中守

六月廿一日 信牧（花押）

白取瀬兵衛とのへ 服部長門とのへ

せなかあて(背中当て)

中村 俊亀智

これから幾種類かの民具について  
一、それはどのように定義したら  
よいか。

二、その民具にはどのような形態  
があるか。

三、形態で分けるとき、どのよう  
な点に注意したらよいか。

四、収集や調査の際、どのような  
ことが問題になっているか。

五、その他保存上の留意点。

といったものについて、当館所蔵の  
民族資料をもとにして、二、三の思  
いつきを述べてみようと思う。何分  
数多い民具のこと。これはひとつの  
御参考としていただき、あわせて、  
見落しや思い違いなど、御教示を仰  
ぎたいと思う。

一、さて、背中当ては、荷物を纏  
などで背負うとき、荷が直接体へ触

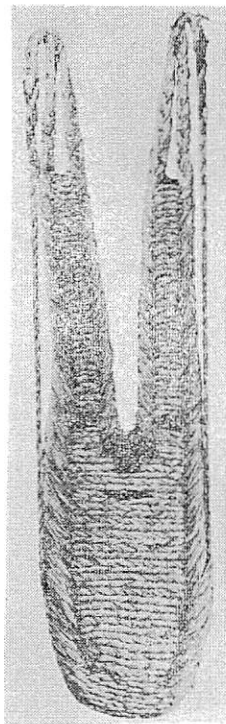
れないよう、肩から背にかけて当て  
る、一種の運搬用具であると考えら  
れる。材料は、ほとんど藁である  
が、そのあるものは、着ていて温い  
ので、田や畑仕事などのとき、保温  
の目的で着てでることがある。

呼称は所によって、北陸地方では、  
セナカアテ、セナコージ、セナカツ、  
セナカボチ、東北地方では、ネゴ、  
ネコカケ、ケラなど。

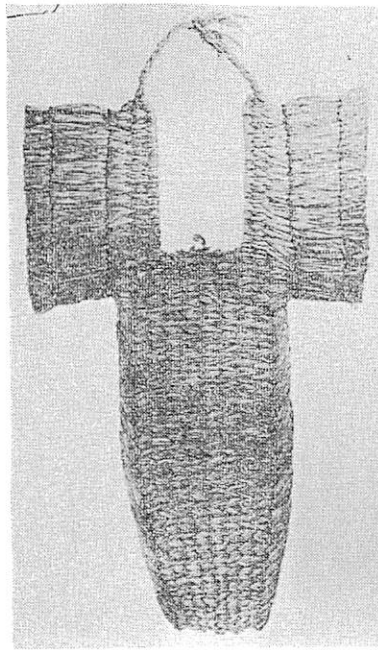
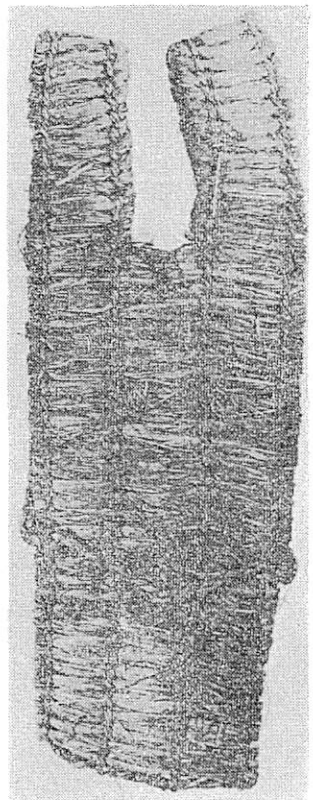
このほか、庄内地方のバンドリや  
飛騨地方の背中簀、あるいは、ワツ  
カ(巻輪)の類までもこれらに含め  
るのが慣例になっているように思わ  
れる。

二、形態的には、ほぼ、次の六種  
がある。

1、ネコ型 全体の形はちよう  
ど、着ている人の体の形にあうよう、



第一図 バンドリ(新潟県寺泊町)〔ネコ型〕

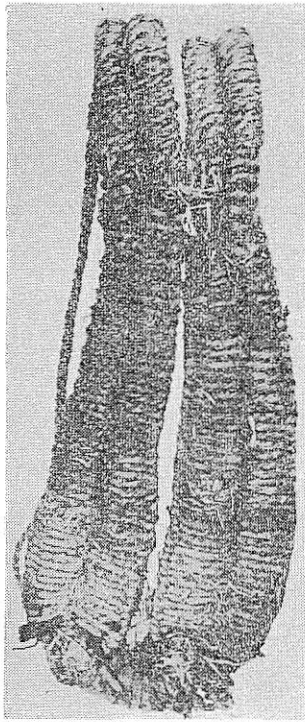


↑第二図 オオネコ(秋田県花輪町)〔ネコ型〕

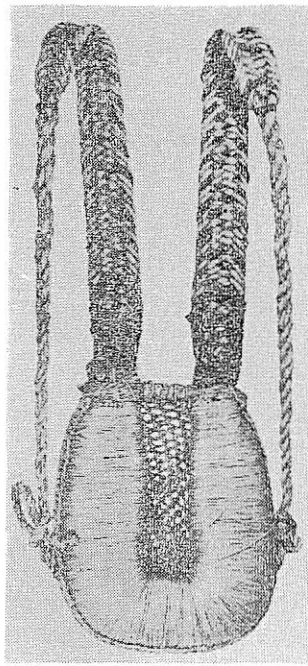
→第三図 セナカボチ(新潟県新井市)〔こも型〕

肩の所をやや広めに作り、胴の辺り  
をやや絞り、裾を細めにした形のも  
ので、北陸地方から東北地方の北部  
まで、広く分布しているように思わ  
れる(第一図)。また、これに肩に  
羽根をつけたもの(第二図)や、全体  
矩形のものも一部に行われている。  
その作り方は、佐藤庄五郎氏によ  
れば、新潟県では、およそ二尋の繩  
を折半し、それを束ね、天井から釣  
し、左右から八段ずつよこいと、葉

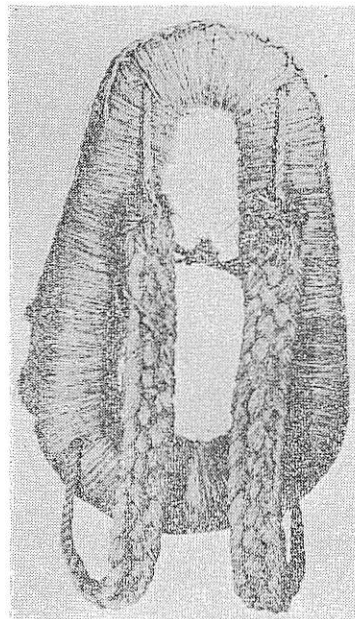
を掛けてゆくのであるという。この  
編み方は敷物のネコ筵の編み方で、  
編みあがりは矢羽根型の美しい文様  
が出る。ネコは筵のようにはたを用  
いず、木の枠にたていとをかけ、こ  
れに、よこいとを、ちょうど猫が爪  
をとぐときのようにして、手で掻い  
て締めながら編んでゆく。  
2、こも型 薦桁を用いて編んで  
ゆくもの(第三図)。背中当てのなか  
では、比較的手のかからない種類で



第五図 呼称不明（群馬県法師温泉）



第四図 バンドリ（山形県鶴岡市）〔バンドリ型〕



第六図 ワツカ（新潟県中蒲原郡横越村）〔巻輪型〕

で、やはり、釣  
つて掛けておく  
のがよいのでは  
なからうか。

あるという。しかし、編みあがりま  
では五時間以上はかかる。形はほ  
ぼ矩形で、編み方は、俵などと同じ  
ように双子編みが多い。なかには、  
丁寧な立涌編の手法が残されている  
地方もある。

3、バンドリ型 バンドリは庄内  
地方で独自の発展をとげた背中当て  
で、形や用途によって、マルバンド  
リ、カクバンドリ、コロバンドリ、  
羽根バンドリ、ウマグツバンドリ、  
ヤマバンドリ、ハマ（浜）バンドリ、

婚礼の荷物を運ぶのにつかうイワイ  
（祝）バンドリなどがある。

このバンドリの基本的な形はマル  
バンドリで、犬塚幹士氏によれば、  
それは、藁をU字形に曲げ、その上  
に藁を巻いたもので、これをトコ  
（床）といい、それに、さらに、ク  
モの巢状に縄を編みかけて甲を作る  
のだという。また、甲や肩に当る羽  
根や手（緒のこと）に布切れなどを  
編みこみ、きれいに飾るのである。  
バンドリの起りは、その呼称の起

源とともに、なお明らかではないが、  
第五図のように、その作り方がバン  
ドリと基本的に一致するものが他の  
地方でも採集されているのは興味深  
い。

4、巻輪型 藁を巻輪の形にこし  
らえたもので、形の小さいものなら  
ば、以上の型の分布地域以外の地域  
においても、背負梯子の背当てなど  
に使われている。巻輪型はこれらの  
用具を拡大したものであると考えら  
れている（第六図）。なお、図の負  
い緒は七ツ組である。

5、背中襲型  
6、ケラ型 マダの木の皮を細か  
く裂いて編んだもので、東北地方の  
マダゲラなどがある。  
三、以上のように、背中当てでは  
その形と作り方、就中、編み方が密  
接に関係していることがわかる。一

般に民具の形態の分析は、その製作  
の方法にまでさかのぼってすすめら  
れる必要があるように思われるので  
あるが、背中当てが、まさに、その  
よい例になるのではなからうか。

四、背中当ては、例え同じ地域  
で、同じ呼称で呼ばれていても、  
「同国ニテモ所ニ寄テ形状一ツナラ  
ス」（北越志）とあるように、形はま  
るで異なる場合がすくなくない。し  
かもそれらが同じ所に、ままた、いり  
くんで分布するのである。

また、寸法のとり方は、例えば、  
「ダケ（丈）は四クラ（一クラは親指と人  
さの指の長さ）」などといつて、昔の積  
り方が行われている例が多い。藁の  
分量もおおかたの決まりがある。  
五、背中当ては長いので、横にし  
て棚などに重ねておいたりするが、  
案外、鼠にやられることがあるの

# 史料集

と

## 索引

原 島 陽 一

史料集に限らず、索引というものは、何千ときには何万ページに及ぶ本文中に、目指す事項のあるなしを即座に答えてくれて、これほど重宝なものはない。それだけに、当然その本に出てくるはずの語が、索引に見当たらない時には、別の用語で索引をひき直したりして、やっと見つけ出した時は、喜びも大きい。だが、それも索引があればこそであって、数冊の部厚い史料集を前にして、索引があつたらと嘆息することは誰しも経験することだろう。

最近では史料集の刊行も多く、戦前に刊行された大部の史料集などの復刻も盛んである。この場合には特に索引のないことが気になる。せめて復刻に際して索引を補ってくれたらと思う。どうも、わが国で刊行される史料集に索引が欠けているのは、戦前からの通弊である。『富山売薬史料集』を編纂した上原専祿氏が、

五項目の編集方針の中に、「詳密なる索引は刊本史料に不可欠である」として特に索引をつけることを取り上げたのは昭和十年であった。にも拘らず、旧態は改められていない。索引を付けたものもあるが、史料集の刊行件数を比較すれば、そのころと大差は認められない。そして、最近も、近代の軍部史料について、極東裁判当時の米国側の索引作成に關する藤村道生氏の指摘をみるのである。(朝日新聞昭和43・2・26夕刊)。

とはいへ、索引の作成が従来も全く顧みられなかったわけではない。古くは、明治一〇―一七年の『憲法志料』の各輯毎の索引があり、明治三六年の『日本書記通釈』、同四〇年の『百家説林』などは索引編を付けたものとして早い方であろう。やや遅れて発行された有明堂文庫にも簡単な索引を巻末に附したものがあつた。次いで大正期には四年に『大阪市史』、一二年に『日本財政経済史料』という質量ともに優れた業績を残している。ことに前者は、後に『日本随筆索引』を編集した太田為三郎氏に索引作成を依頼するなど、当時としては画期的な試みであつた。その後、索引を付けた史料集の数は増し、昭和期には文庫本の中に

すら巻末に索引を載せるものもできたが、なお前述の上原氏の指摘を避けられなかった。その空白を埋めるために、アチックミュージウムから『地方凡例録』など既刊史料の索引が『文献索引』として刊行されたが、同所が刊行した史料集は索引を欠くという矛盾もみられる。

戦後では、『大日本古記録』の各篇に付された索引が目立ち、地方史誌に史料篇が加えられる傾向はあつても索引にまでは及ばないことの多いのが実状のようである。

以上のように、わが国の刊本史料集の索引には決して低くない具体例をもちながら、なお定着できない原因は何であろうか。史料集の刊行そのものに対する一般の理解の低いこと、及び経済的貧困が第一に考えられる。戦前の良質の史料集が篤志家の補助を受けた例の多いこともこれを裏付ける。このような状況では史料集が刊行されたことですら無上の讚辞をもって迎えねばならず、索引を要求するのは法外とみなされ勝ちである。次には索引やこれに類する成果への評価の低さである。索引を利用して、その便利さを認めながら、索引作成者の労苦を評価しないのでは、良質の索引は得られぬ道理

である。また、刊行される索引は万人の要求には応じきれず研究者は本文によって各自の索引を作るから必ずしも不可欠でないとの意見もある。が、それは索引の質が悪いから、余程特殊な事項の場合であつて、索引否定の論拠とはなり難い。

研究者は必ず各自の研究題目に応じた索引を備えているはずである。『徳川実紀』の索引に参画されている進士慶幹氏は独力でその一部を試みたという(八国史大系月報V65)。だが、多くの研究者が類似の索引カードを作成するのでは、徒勞とまではいわれないが、余りにも無駄が多いのではなからうか。実をいへば、進士氏もいわれるように、史料の索引作成は決して易しいことではない。多くの要求に応じ得て、しかも利用に便利な索引を作るには相当の努力を要する。索引の形式や事項の選定という技術的な問題もあれば、高度な内容の理解も持たねばならぬ。索引が作り易いように本文を編集することも注意すべきであろう。大きくいえば索引学とも呼べるべきものが必要なのである。そのためには索引への評価を高めるとともに、索引の共同研究の動きが、そろそろ始まってもよいのではあるまいか。

四二年度新収史料紹介(承前)

信濃国水内郡水沢村文書

主として寛政一〇元治の年貢庭帳・  
村入用夫錢帳(但し不揃)のほか、  
明治一三・一四年地価取調帳  
類。寛政三〇明治一四。(現長野  
県飯山市。全二一冊)

甲斐国巨摩郡河原部村文書

天明四以降の小前反別帳・年貢諸  
夫錢勘定帳・村方議定書等と明治  
以降の普請関係書類を主体とした  
村政記録若干。天明三〇明治三八。  
(現山梨県韮崎市。一四八冊・二  
綴一括)。

山梨県東山梨郡平等村役場書類

旧平等村・落合村・上万力村・山  
根村・矢坪村等を含む戸長役場書  
類を中心とした土地・収税関係記  
録類。明治七〇三二。(現山梨県  
山梨市。一三八冊・七綴一枚)。

山梨県北都留郡諸村役場書類

旧広里村・七保村・初狩村・大原  
村・富浜村等を含む。土地関係・  
布達類が大部分。明治八〇大正  
六。(現山梨県大月市。一二〇冊  
・二綴)。

飾磨県第三大区村々学校関係書類

下久米村他。生徒調・学区積金借  
用証等。明治七他。(現兵庫県姫

路市。一四冊)。

◇寄託史料

(一) 大岡家文書

史上高名の大岡越前守忠相(延宝  
五年一六七七—宝暦元年一七五一)  
の後裔にあたられる大岡忠輔氏御所  
蔵の大岡家文書が、本年二月当館に  
寄託史料として受入れられた。

貴重な御所蔵史料の寄託を御快諾  
下さった大岡家、ならびに右寄託に  
ついて御斡旋の労を惜しまれなかつ  
た東京女子大学宇野脩平教授に厚く  
御礼を申し上げます。

寄託大岡家文書は、追って整理の  
上公開の運びとなる予定であるが、  
取敢えず右文書の概要を紹介してお  
くことにしたい。

大岡家文書は書冊三六三冊、書付  
一一六通を中心とした総数五五三三  
であるが、内容を大別すれば、法令  
集・日記の類、系譜・位記・宣旨・  
朱印状・御内書・分限帳の類、およ  
び明治以後の家産関係書の類など  
ある。

右のうち、特に注目される「撰要  
類集」「日記」「集成令」について  
みる。

「撰要類集」は越前守忠相が一  
九  
年余に及ぶ江戸町奉行在職中(享保

二年—元文元年)の關係書類、すな  
わち御仕置筋御定書、諸御書附、窺  
書、町奉行所の儀ならびに支配の者  
由緒書の類、を組与力上坂安左エ門  
に下命公撰させたもので、享保一〇  
年九月撰了、九冊。のち二冊が追補  
されて一一冊となっている。町奉行  
忠相の業績や幕政の動向などを知り  
うる基本史料である。

「日記」は越前守忠相の一五年に  
及ぶ寺社奉行在勤中(元文元年—宝  
暦元年)の日記で、就任翌年の元文  
二年正月より書初めて毎月一冊宛、  
全部で一三八冊(一部欠)となつて  
いる。忠相の寺社奉行としての業績  
や幕政の動向などを知りうる基本史  
料である。(なお、この「日記」一  
三八冊については、宇野脩平教授に  
よつて出版計画進行中の由)。

「集成令」は天正一八年より文化  
一四年の間の法令などを集大成した  
法令集で、本文五七冊、見出六冊、  
計六三冊。文政一二年小瀬氏(大岡  
家家臣)の写了になるもの。年月日  
を明記した良質の写本であり、貴重  
な法令集とみられる。ただし原本に  
ついては不詳。次の諸門に分類され  
ている。

律令門、公事門、公判印書門、祭  
祀門、宗廟門、柳宮門、官省門、外

官奉命門、府庫門、国宝門、郡県門、  
賦役門、貢賦贈酬門、庁院門、海駅  
門、道路門、苑園門、吉事門、凶事  
門、天災門、列侯家事門、宅地門、  
供駕門、葬病門、侯罪連坐門、衣服  
門、江府門、商賈門、俵約門、九重  
門、閩門、奴婢門、異域門。

(二) 慈尊院中橋家文書

紀伊国伊都郡慈尊院村(現和歌山  
県伊都郡九度山村慈尊院)所在の万  
年山慈氏寺慈尊院は、弘仁年中空海  
草創の寺で、天長一〇年讃岐より空  
海を慕い來つた母阿刀氏が翌承和元  
年示寂したので、空海は高野山のこ  
の地に伽藍を草したと伝えられる。  
弥勒安置の壇を慈氏寺、明神勧請の  
壇を神通寺と称し、二壇を総称して  
慈尊院と名付ける。高野山の上院に  
対して下院と呼ぶ。往古高野の什宝  
・穀粟等を預つたことから高野政所  
の称もある。

中橋家は空海の母の従者阿刀元忠  
の子孫で、慈尊院の上綱として寺お  
よび村を支配した。

同文書は中橋氏の寛保四年より明  
治三年までの日記類を中心とし、寺  
領支配、紀州藩や高野山諸塔頭との  
往復文書、諸堂修補、結縁講、弥勒  
講などの講・勸化などに関する文書

類、特殊なものに安政以降の鉄座書類が主なるものである。ほかに文書に付属した道具類四〇点がある。

本文書も宇野脩平氏の御協力により、四〇年に当館においてお預かりしたのであるが、整理終了と共に今回委託契約を行なったものである。

(七五二冊、八六一通、一〇巻、三五綴、二〇鋪、一四五枚、二七帖、一包、六丁) (原蔵者・伊藤醇彦氏)

### 報

#### 昭和四二年度事業(承前)

一、近世史料の収集  
別掲の六件を購入したほか、大岡家文書、中橋家文書の二件が寄託史料として受け入れられた。

二、近世史料取扱講習会

詳細は本誌別稿を参照されたい。

三、刊行物

1 前号予告のとおり所蔵史料目録第一四集(摂津国大坂加嶋屋長田家文書)と、所蔵民族資料図版目録第一巻(日本篇I)を刊行した。

2 史料館研究紀要 これも前号で予告したように本年度から新しく刊行を始めた。所収論文の題目を参考までに掲げておく。

近世前期における領国貨幣について(榎本宗次)

近世後期における一万石大名領陣屋町の経済的機能(鶴岡実枝子)  
十九世紀初頭の町と村―黒田騒動を中心に―(鎌田永吉)

藩士知行所の構造(鈴木寿)  
上州における飛脚問屋(藤村潤一郎)

近世史料分類の現状と基礎的課題(大野瑞男)

四、その他史料の貸出・閲覧を行なったが、中では青森県教委ら主催の「津軽藩政史料展」(11・1~12)への津軽家文書の出品が目立つ。

なお、昭和四三年度の事業計画は現在検討中であるが、近世史料取扱講習会および近世史料展示会は、十一月頃に本年度に引き続き開催する予定で、決定次第次号でお知らせしたいと考えている。

#### 〇動 向

◇42・10・17 鈴木・榎本両研究員 神奈川県史編集室の古文書解説研究会に講師として出席

◇10・29~11・3 鎌田研究員 津軽藩政史料展準備のため青森県立図書館へ出張

◇11・3~10 小和田館長 同右展で青森・弘前両図書館へ出張  
> 1・10~15 斎藤事務官 同右展

で弘前市立図書館へ出張

◇11・7~10 鶴岡研究員 長田家文書関係史料調査のため大阪・伊丹両市へ出張

◇43・2・21~25 西村事務官 山口県文書館へ出張

#### 研究動向

##### 〇総合研究

本年度の総合研究「江戸幕府代官領の総合的研究」(代表鈴木寿、交付額五〇万円)に当館研究員九名が分担者として参加し、伊豆、山梨方面の現地調査などを進めている。

##### 〇定例研究会

本年度下半期の定例研究会は、つぎのとおり開かれた。

第一七回 42・9・28 天領の支配構造―個別天領研究―鈴木寿

第一八回 42・12・21 近世城下町における富突―糸魚川を素材に―原島陽一

第一九回 43・3・19 近世前期における領国貨幣について 榎本宗次

報告は本誌または研究紀要に発表される。なお、来年度も隔月に開催の予定なので、多数の御参会を希望いたします。

#### 史料館評議員

昭和四二年一月一日、当館評議員として新たに次の各氏が任命された。〔五十音順、敬称略〕

石井良助(東大教授)、大久保利謙(立大講師)、木村礎(明大教授)、児玉幸多(学習院大教授) 小葉田淳(京大教授)、杉本勲(九大教授)、豊田武(東北大教授)、古島敏雄(東大教授)、宝月圭吾(東洋大教授)、

なお、本年度は五月一九日に旧評議員により、また一二月九日には新評議員による評議員会が開かれた。

#### 人事異動

昭和四二年八月三十一日 奥寺寿美子 当館退職  
昭和四二年九月一日 木村礼子 当館勤務

#### 文部省史料館報 第六号

昭和四三年三月三十一日発行

編集・発行者 小和田武紀

東京都品川区豊町一ノ二六ノ一〇  
文部省 史料館  
電話(五三)九一〇六(代)

印刷所 日本永信株式会社  
東京都港区西新橋一ノ二〇ノ四  
電話(五三)二〇三六